

# 番町の庭「広場」運用規定

## (総則)

第1条 番町の庭「広場」(以下、広場という。)は、まちの人が集い、憩う場として設けられ、一般開放されているものであり、日本テレビ通り振興会(以下、振興会という。)が管理を行い、番町・麴町地区、日本テレビ通りの活性化とまちへの貢献に寄与するイベントについては、広場を貸し出すこととし、それに必要な審査事項を定める。

## (広場の使用申込申請)

第2条 広場の使用を申込み団体、もしくは企業は次のものを振興会に提出し、申請とする。

- ①使用申込申請書
- ②イベントの目的、内容等がわかるもの(企画書、概要書等)
- ③広場使用時のレイアウト案

2 申請書の提出は、使用日の45日前までとする。

## (審査)

第3条 前条の申請を受けたときは、振興会において速やかに審査を行うものとする。

2 審査期間は、1～2週間程度とする。

## (イベント目的・内容等の審査基準)

第4条 次の各号に該当するイベント目的・内容については、使用可能とする。

- ①番町・麴町地区、日本テレビ通り及びその周辺地区の活性化に資するもの
- ②番町・麴町地区、日本テレビ通り及びその周辺地区に貢献するもの
- ③番町・麴町地区、日本テレビ通り及びその周辺地区の商業振興、観光振興に資するもの
- ④文化・芸術振興、青少年の育成、健康増進、安全対策、防犯対策、地球環境対策、公共性、社会性に資するもの
- ⑤その他、振興会、日本テレビ放送網(株)が広場に相応しいと認めるもの

## (使用者及び主催者における審査基準)

第5条 次の各号に該当する使用者もしくはイベント主催者については、使用可能とする。

- ①振興会及び会員が使用者もしくは主催者
- ②日本テレビ通り及びその周辺地区において、文化・芸術交流、青少年の育成、健康促進、安全対策、防犯対策、地球環境対策、公共性、社会性等の目的で活動している団体及び企業が使用者もしくは主催者
- ③国及び地方公共団体が共催、後援もしくは協賛するイベントの主催者もしくは、その運営者
- ④その他、振興会、日本テレビ放送網(株)が認めた使用者もしくは主催者

## (禁止事項)

第6条 管理者がその使用が不相当と認めるもののほか、次の各号に該当するものは、許可しないものとする。

- ①一般開放、カフェの利用を妨げる恐れがあるもの
- ②イベントの開催により、当施設およびその周辺に混乱また危険が生じる恐れのあるもの
- ③法令又は公序良俗に反するもの
- ④関係諸法規に違反、またはその恐れがあるもの
- ⑤人種、民族、身分・地位、地域、職業、性別、病気・障害などについて差別するものや、プライバシーの侵害、セクシャルハラメントなど、人権を侵害する恐れのあるもの
- ⑥他者の名誉を棄損、あるいは中傷・誹謗する恐れのあるもの
- ⑦信用棄損、業務妨害などの恐れのあるもの
- ⑧反社会的、非道徳的な内容で社会秩序を乱す恐れのあるもの
- ⑨反社会的勢力の活動を助長し、また反社会的勢力の運営に資する恐れのあるもの
- ⑩詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- ⑪非科学的、または迷信に類するもので、来場者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ⑫青少年の健全な育成を妨げる恐れのあるもの
- ⑬風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業及びこれに類するもの
- ⑭投機、射幸心などを著しくあおる恐れのあるもの
- ⑮公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等に関するもの
- ⑯署名、勧誘、キャッチセールス等を行うもの
- ⑰政治・宗教活動等に関係すること
- ⑱裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当方が判断するもの
- ⑲管理者の社会的評価、当施設の品位を低下させられるもの
- ⑳当施設を利用する他の来場者のご迷惑となる恐れのあるもの
- ㉑悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物品を持ちこむこと
- ㉒発火もしくは引火しやすいもの、または爆発の恐れのある物品を持ち込むこと
- ㉓イベントの開催により、管理者側が不利益を被る恐れのあるもの
- ㉔当施設・設備等を汚損、破損させる恐れのあるもの
- ㉕建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難する行為
- ㉖イベントの開催により、原状回復が困難となる恐れのあるもの

(審査結果の通知)

第7条 審査の結果は、速やかに通知するものとする。

- 2 許可と認められた場合には、「使用確定通知書」にて使用者に通知するものとする。
- 3 使用確定通知書発行日を契約成立日とする。

(許可の取り消し)

第8条 次の各号に該当する場合は、予約済み、または既にスペースを使用中であっても予約の解除、使用を停止するものとする。

その結果、使用者に損害が生じる場合でもその責任は使用者が負うものとする。

- ①使用申込申請書等の記載に虚偽があったとき、もしくは申請時と使用時のイベント内容が大きく異なるとき。
- ②第6条禁止事項に該当するものが見つかったとき
- ③関係官庁より、中止を求められたとき。
- ④使用料が期日までに支払われないとき

(使用料)

第9条 広場全面の使用料は次のとおりとする。

平日 : 560,000円 (消費税別)  
土日/祝祭日 : 880,000円 (消費税別)

- 2 使用料には審査料が含まれるものとする。
- 3 貸出備品の使用料については申請書記載のとおりとする。
- 4 水道ならびに電気については貸出申請により使用できるが、使用量が多すぎる場合は、別途請求するものとする。
- 5 使用者は、所定の期日までに使用料を支払うものとする。

(支払方法と期日)

第10条 請求書は、①予約金(使用料50%)②残金と諸経費の2通を発行する。

- ①予約金(使用料の50%)は、契約成立日(使用確定通知日)より30日以内に支払うものとする。
- ②残金(使用料の50%)と諸経費(水道、電気超過分)は、所定の期日までに支払うものとする。

2 支払いについては、請求書記載先に、全額銀行振込とする

(使用料の一部もしくは全額免除)

第11条 次の各号に該当するものは審査において、使用料の一部もしくは全額免除について判断するものとする。

- ①振興会及び会員が主催者となる場合
- ②地域において、文化・芸術交流、青少年の育成、健康促進等の目的で非営利の団体、グループ、サークルが主催者となる場合
- ③その他、振興会、日本テレビ放送網(株)が認めた使用者もしくは主催者

(キャンセル料)

第12条 契約後(使用確定書通知書発行後)、使用者側の都合により使用を取り止める場合は、次のとおりキャンセル料が発生するものとする。

- ①使用開始日の31日前まで: 使用料の50%相当額
- ②使用開始日の30日前以降: 会場使用料金の全額相当

2 使用の取り止め時点で発生している実費については、キャンセル料と別に請求するものとする。

(イベントの運営管理責任)

第13条 使用期間中に発生した事故については、使用者自身のみならず関係者や来場者の行為であっても、すべて使用者が責任を負うものとする。

- 2 使用期間中に施設内において生じた盗難破損等すべての事故についても使用者が責任を負うものとする。
- 3 施設・設備・備品等を破傷または紛失した場合は、使用者が実費負担するものとする。

(使用者の責務)

第14条 使用者は、以下の責務を守って使用すること。

- ①使用者は、安全をすべてに優先させ、安全への配慮をすること。会場運営上、安全が損なわれる場合は当方より使用者に警備員もしくはスタッフの配置を要請する場合がある。
- ②常時一般開放され、カフェ営業も行われているため、広場内の通行や待機および動線を妨げないように配慮しなければならない。
- ③使用者は、当運用規定および関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者・来場者等に対しても遵守させなければならない。また、すべての使用時間において、周辺の路上での車両駐車を禁止する。
- ④使用者は、管理者と連絡調整を図りながら、当施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行わなければならない。
- ⑤使用者は使用者の責任と負担において必要な損害賠償保険や傷害保険・イベント中止保険等へ加入すること。
- ⑥管理者が警備および誘導體制について、協議が必要と判断した場合には、使用者は事前に管理者と協議した上で、管理者の指示に従うこと。この場合、警備、来場者の整理・誘導等は使用者の責任と負担において使用者が行うこと。
- ⑦不測の災害や事故に備え、使用者は、当施設を利用される前に避難誘導方法、連絡体制、消防設備等を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底すること。
- ⑧万が一、「救護」、「火災・災害」、「事件・事故」、「拾得物・遺失物」、「苦情」があった場合、管理者と共有し、管理者の指示に従うこと。



- ⑨隣接する仮設保育園・児童館が、当広場を避難経路や消防活動スペースとして利用する可能性があり、緊急時等には協力すること。
- ⑩使用後、原状回復と清掃は使用者側にて行うこと。使用終了時に管理者が点検をし、原状回復されていない箇所がある場合には、別途原状回復費を請求する。また、使用者が原状回復義務を履行しないことにより損害が生じた場合は、その賠償を使用者に請求する。
- ⑪当施設のご使用に際して必要な法令に定められた消防・警察・保健所等諸官庁への届出および許可申請は、使用者の責任おいて行うこと。
- ⑫イベント終了後、使用者は速やかに実施報告書を管理者に提出すること。
- ⑬搬入・搬出時は、通行人に危害を加えないよう警備員を配置すること。
- ⑭広場内へ車両の進入・退場については、交通ルールを守り、歩行者、広場利用者に十分に配慮すること。
- ⑮近隣は住宅地のため、搬入から搬出まですべての使用時間において、音量・騒音には十分配慮すること。また、苦情等が出た場合は、やむを得ず中止等の対応していただく場合がある。
- ⑯使用期間中、責任者は必ず会場内に駐在し、管理者と相互連絡のとれる状態を保つこと。
- ⑰広場内で配線を行う場合は、配線ガード等を使用するほか、来場者が躓かないよう養生等十分な安全対策を行うこと。
- ⑱造作物・看板等の設置にあたっては耐風速を考慮した施工、設置をおこない、使用者がその責任において、安全に配慮した設計を施すこと。
- ⑲設営（仕込み）を完了させた時点で、必ず管理者のチェックを受け、承認されること。
- ⑳看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め管理者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布はしないこと。また、終了後は速やかに撤去すること。
- ㉑Webサイトを含むイベント告知に関する広告類の掲示、及びチラシ等の配布を行う場合は、内容、表現等の確認のため、事前にサンプル等をご提出すること。
- ㉒イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に管理者の承認を受けること。
- ㉓終了後は使用者側で清掃すること。なお、特別に清掃の必要が生じた場合、使用者に別途清掃費を請求する。
- ㉔使用期間中に出たごみ等は全て使用者が責任を持って持ち帰ること。施設内ゴミ箱に投棄する行為は固く禁止する。

#### （公表・記録）

第15条 使用決定後、管理者の判断により番町の庭「広場」開催イベントとして公表することがある。

2 広場利用の記録を目的とし、管理者による写真撮影を行うことがある。撮影した写真の使用権は、管理者側にあるものとする。

#### （イベントの中止）

第16条 管理者は、当施設内外から苦情等が出た場合、イベントを中止することができる。

#### （その他）

第17条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

以 上